

みんなで作る伝統、未来 水彩都市・江東

江東区長期計画の展開

2016

(案)

「江東区長期計画の展開2016」策定にあたって

本区は、基本構想に定める区の将来像「みんなでつくる伝統、未来 水彩都市・江東」を具体化させるため、平成22年3月に長期計画を策定し、区民の皆さんとともに、全ての人が生き生きと暮らせるまちの実現に取り組んできました。

長期計画の折り返し地点を迎えた昨年3月には、東日本大震災の発生や東京オリンピック・パラリンピックの開催決定、南部地域を中心とする人口の増加など、長期計画策定時には想定し得なかった社会経済情勢の変化や多様化する区民ニーズに的確に対応するため、長期計画（後期）を策定いたしました。

このたび策定した「江東区長期計画の展開2016」は、この長期計画（後期）を着実に実施するため、行政評価及び社会状況の変化等に基づく新たな事業展開や既存事業の見直し等についてお示しするものであり、未来の江東区づくりに向けた区政の最新の方向性を明らかにするものです。

オリンピック・パラリンピック開催への準備のほか、南部地域のまちづくりや緑化の推進、保育待機児童の解消、高齢者・障害者福祉の推進など、本区を取り巻く諸課題は多岐にわたっています。また、築地市場の豊洲移転や中央防波堤埋立地の帰属など、本区のまちづくりに大きな影響を与える重要課題のほか、国が提唱する地方創生にも対応していかなければなりません。

このため、「江東区長期計画の展開2016」では、長期計画（後期）で掲げた重点プロジェクトや主要事業を着実に推進するとともに、施策の目標を実現するための新たな取り組みについても意欲的に展開していくこととしています。一方で、外部評価を取り入れた行政評価システムの活用により、施策・事務事業の見直しを行うなど、効果的・効率的な行財政運営の実現にも努めてまいります。

長期計画（後期）に掲げる各施策の目標を達成するため、今後も「意欲」「スピード」「思いやり」の合言葉のもと、「チーム江東」一丸となって50万都市・江東の発展に邁進してまいります。さらに、昨年決定した本区のブランドコンセプト「SPORTS & SUPPORTS KOTO City in TOKYO スポーツと人情が熱いまち 江東区」を国内外に積極的・戦略的に発信してまいります。

区民の皆様におかれましても、未来の江東区のまちづくりに向け、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成28年3月

江東区長
山崎孝明

目 次

第1章	はじめに	1
第2章	財政計画	3
第3章	重要課題・重点プロジェクト	7
I	重要課題	8
1.	築地市場の豊洲移転整備	8
2.	中央防波堤埋立地の帰属	9
II	重点プロジェクト	10
1.	オリンピック・パラリンピック開催への準備	10
2.	南部地域における公共施設の整備	11
3.	緑化・温暖化対策の推進	12
4.	子育て・教育環境の整備	13
5.	高齢者・障害者関連施設の整備	14
6.	南北交通の利便性の向上	15
7.	災害に強いまちづくりの推進	16
第4章	主要事業	17
第5章	新たな取り組み等（平成28年度当初予算）	83
第6章	平成27年度行政評価	89
1.	行政評価システムの概要	91
2.	施策評価	97
3.	事務事業評価	209
4.	事業の見直し（平成28年度当初予算）	233
5.	参考資料	237
地方創生における子育て支援策〈平成27～31年度〉		
（まち・ひと・しごと創生法第10条に規定する「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」）		241

第1章

はじめに

本区は、区のまちづくりと区政運営の具体的指針となる「江東区長期計画」を平成 22 年 3 月に策定しました。

長期計画策定から 5 年が経過し、東日本大震災の発生や東京オリンピック・パラリンピックの開催決定、南部地域を中心とする人口の増加など、区民生活や区政を取り巻く環境は大きく変化し、それにともない新たな課題も生まれていることから、長期計画策定時には想定し得なかった社会経済情勢の変化や多様化する区民ニーズに的確に対応するため、平成 27 年 3 月には、「江東区長期計画（後期）」を策定しました。

この長期計画を推進するにあたっては、行政評価の結果や社会状況の変化等に基づき、特に重点的に取り組むべき事業として掲げている主要事業の見直しや新たな主要事業の選定、その他の事務事業の見直し等を毎年度行うこととしています。

「江東区長期計画の展開 2016」は、こうした見直しを踏まえた主要事業の平成 28 年度の事業量及び事業費を改めて示すとともに、主要事業以外の事務事業に関する新たな取り組み等についても公表し、今後の区政運営について、その具体的な取り組みを明らかにすることを目的として策定したものです。

また、併せて平成 27 年度における行政評価の結果を掲載することにより、評価と予算編成、事業の実施を一つのサイクルとして示し、長期計画を展開するにあたっての課題と、それを踏まえた今後の取り組みの方向性について、区民に分かりやすく説明することも目的としています。

区は、この「江東区長期計画の展開 2016」に基づき、長期計画の着実な実施を図っていきます。

なお、平成 26 年 11 月に制定された「まち・ひと・しごと創生法」において、区市町村に対し、「地方版総合戦略」の策定が求められています。本区では、「江東区長期計画（後期）」に基づき地方版総合戦略を策定することとし、国の示す 4 つの分野（雇用、人の流れ、子育て、地域づくり）のうち、本区の長期計画で目指す方向性と整合する「子育て支援」関連施策に取り組むべき分野と位置づけ、地方創生に取り組んでまいります。

第2章

財 政 計 画

1. 財政計画の考え方

わが国経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、緩やかに回復していくことが期待されています。しかし、アジア新興国等の景気が下振れし、景気が下押しされるリスクがあります。

本区の財政計画においては、特別区税は納税義務者数の増や所得環境の改善などから増収となるものの、特別区交付金は法人住民税の一部国税化の影響などから、楽観視できる状況ではありません。こうした中、長期計画の着実な推進、東京オリンピック・パラリンピック開催を始めとした新たな行政需要に適切に対応するためには、その裏付けとなる財源を担保することが必要です。

このため、引き続き効率的かつ効果的な行財政運営に努めるとともに、後年度負担に十分配慮しながら、これまで培ってきた基金や起債などの財政力を活用し、4か年の財政計画を策定しました。

2. 財政収支推計の方法

平成28年度については、当初予算に今後見込まれる行政需要を加味したフレーム額とし、平成29年度以降の財政計画については、現行の行財政制度によることを前提として、人口推計や主要経済指標等に基づき、次のように推計しました。

【歳入】

① 特別区税

既に決定している税制改正を反映するとともに、納税義務者数及び経済成長率を考慮して推計しました。

② 特別区交付金

法人住民税の一部国税化などの税制改正を反映するとともに、経済成長率等を考慮して交付額を推計しました。

③ 譲与税等

現行制度を前提に、主に経済成長率を考慮して推計しました。

④ 国・都支出金

現行制度を前提に、歳出の見込みに連動させて推計しました。

⑤ 繰入金

主要事業の計画に基づき、公共施設建設基金、学校施設改築等基金などを活用するとともに、年度間の財源調整として、財政調整基金を活用しました。

⑥ 特別区債

将来の財政負担を考慮し、活用を図りました。

⑦ その他の収入

人口増加や今後の事業計画、受益者負担等を踏まえて推計しました。

【歳 出】

① 人件費

行財政改革計画や今後の退職者の推移などを踏まえ推計しました。

② 扶助費

現行制度を前提に、人口増加や新たな福祉施設の運営費などにより、推計しました。

③ 公債費

特別区債について、既発行分及び発行見込額の元利償還金を推計しました。

④ 投資的経費

新規施設の整備及び既存施設の更新等、主要ハード事業に基づき推計しました。

⑤ その他の経費

人口増加や新規施設の整備等によるランニングコストなどを考慮して推計しました。

3. 長期計画財政内訳

① 一般会計財政収支見込

(単位：百万円、%)

区 分	平成28年度		平成28～31年度		
	金 額	構成比	金 額	構成比	
歳 入	国・都支出金	44,902	23.2	175,015	22.9
	繰入金	16,110	8.3	45,025	5.9
	特別区債	1,235	0.6	4,420	0.6
	その他	10,994	5.7	42,970	5.6
	一般財源	120,468	62.2	497,620	65.0
	計	193,709	100.0	765,051	100.0
歳 出	義務的経費	93,846	48.4	383,921	50.2
	投資的経費	28,659	14.8	101,883	13.3
	その他の経費	71,204	36.8	279,247	36.5
	計	193,709	100.0	765,051	100.0

② 長期計画事業費内訳

(単位：百万円、%)

区 分	平成28年度		平成28～31年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
4 か年主要事業費	27,210	100.0	96,745	100.0
主要ハード事業	22,034	81.0	77,089	79.7
主要ソフト事業	5,176	19.0	19,656	20.3

※表示単位未満で四捨五入を行っているため、合計が一致しない場合があります。

第3章

重要課題・重点プロジェクト

I 重要課題

江東区では、次に掲げる2つの課題について、まちづくりに大きな影響を与える重要課題として、状況の変化を的確にとらえ適時適切に対応します。

1. 築地市場の豊洲移転整備

平成22年10月、東京都は築地市場の豊洲移転を進める方針を打ち出し、区としても、平成23年7月に東京都からの協議を受け、新市場整備に伴う課題への対応を求めた上で、了承しました。

都は、豊洲市場の開場を平成28年11月7日とし、整備を進めています。豊洲市場の整備にあたり特に重要な課題となるものは、土壌汚染対策、交通対策、にぎわいの場の創出、そして環境まちづくりへの配慮です。豊洲市場の整備に伴うこれらの課題に対し、本区は全力を挙げて取り組んでいきます。

(1) 都による土壌汚染対策の確実な実施

土壌汚染対策は、豊洲市場の整備にあたっての最重要課題であり、汚染された土壌を無害化することが、その大前提となります。食の安全・安心に対する区民の不安を払拭するため、本区はこれまで都に対し、徹底した土壌汚染対策の確実な履行、及び地震による液状化対策をはじめとする防災対策等防災基盤の整備を強く求めてきました。

そして平成26年11月、『豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議』において、汚染土壌及び汚染地下水の対策、液状化対策、盛土など、都による土壌汚染対策工事が完了したことが確認されました。今後も区として、地下水モニタリング調査の結果を注視していきます。

(2) 交通対策の実施

豊洲市場の整備に伴い、多くの人々が豊洲を訪れることが想定されます。本区は、必要性を増す本区の南北を結ぶ交通網の整備について、国や都、鉄道事業者等と緊密に連携し、豊洲一住吉間における地下鉄8号線（有楽町線）延伸の一日も早い実現やバス路線の新設など、公共交通網の充実に向けて、区民・区議会とともに取り組んでいきます。また、交通渋滞及び路上駐車防止、さらに交通事故の防止等を含めた総合的な交通対策について、都に求めていきます。

(3) 新市場と一体となったにぎわいの場の整備

豊洲市場の整備にあたっては、現在の築地における場外市場のような、多くの区民や都民、観光客等が訪れるにぎわいの場を一体として整備することがまちづくりの観点から不可欠です。本区は都に対し、豊洲市場を魅力あふれる東京の新たな観光名所として整備するよう求めていきます。

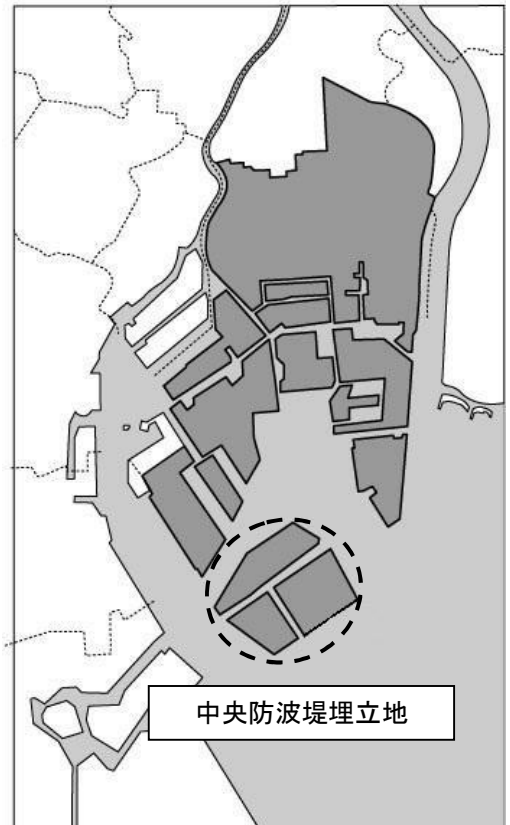
(4) 環境まちづくりへの配慮

豊洲市場整備予定地を含む豊洲ふ頭では、本区が平成23年6月に「豊洲グリーン・エコアイランド構想」を策定し、環境先端拠点の形成を目指しています。本区は、豊洲市場整備にあたり同構想に定める環境まちづくりの方針に最大限配慮することを、都に求めています。

2. 中央防波堤埋立地の帰属

本区西南端の青海三丁目から第二航路海底トンネルでつながる中央防波堤内側埋立地は、平成8年に竣工したにもかかわらず、未だにどの区へ帰属するか決まっています。

江東区は、中央防波堤内側埋立地及び中央防波堤外側埋立地ともに、当然本区に帰属すべきであると主張しています。一方、同埋立地については、大田区も帰属を主張しています。2020年の東京オリンピック・パラリンピックでは同埋立地にも競技場が整備される予定であることから、本区は、以下の2つの視点を踏まえつつ、帰属問題の早期解決に向け、取り組んでいきます。



(1) 歴史的経緯 ～ごみ問題との関係～

本区は、これまで東京23区のごみの終末処理を全て負わされてきました。本区地先の水面におけるごみの埋立てにより、区民は長年にわたり、悪臭やハエの大量発生、1日に5,000台を超えるごみ運搬車による交通渋滞、ごみや汚汁の飛散などに苦しんできました。中央防波堤埋立地についても、長年にわたる区民の犠牲の上に造成された土地であることは、明白な歴史的事実です。帰属問題に関しては、中央防波堤埋立地の造成そのものが、本区が苦しんできたごみ問題と切っても切れない関係にあることは、帰属を判断する上での最大のポイントです。

(2) 区民・区議会・行政一丸となった取組み

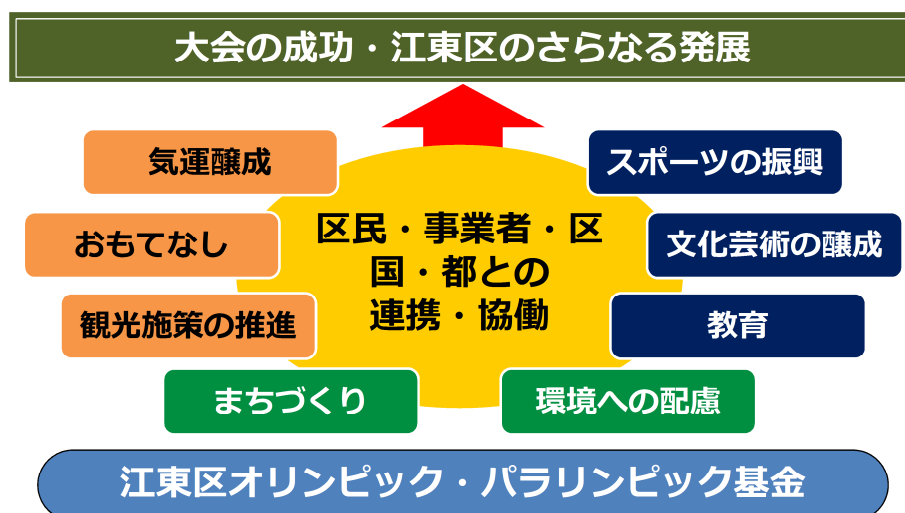
中央防波堤埋立地の帰属問題の解決に向けては、区民や区議会の理解と協力が何より重要です。区民・区議会・行政が一丸となり、毅然とした強い姿勢で、本区の主張を関係機関に対し働きかけていきます。

Ⅱ 重点プロジェクト

江東区では、次に掲げる7つの事業を、長期計画（後期）において特に重点的に取り組むべき「重点プロジェクト」と位置づけ、着実な実施を図ります。

1. オリンピック・パラリンピック開催への準備

- 平成 25 年 9 月、2020 年オリンピック・パラリンピックの開催地が東京に決定しました。区内には、数多くの競技場が配置される予定であり、本区のまちづくりに大きな影響を与えることとなります。
- 区では、区民の力で後世に残る素晴らしい大会にするため、平成 26 年度には区民から、平成 27 年度には区内小学生から、オリンピック・パラリンピックに向けた抱負やアイデアを伺うイベント「聞かせて！あなたのオリンピック・パラリンピック」を開催しました。
- 本大会を一極性・一過性に終わらせることなく、新たなレガシーを創造し、大会終了後も江東区が持続的に発展していくため、平成 27 年度に、「江東区オリンピック・パラリンピックまちづくり基本計画」を策定しました。
- オリンピック・パラリンピックに伴う事業の財源に充てるため、「東京オリンピック・パラリンピック基金」を設置し、開催準備に向け、会場周辺路線の無電柱化を行うなど、開催に向けた環境整備を推進します。
- オリンピック・パラリンピック開催にあたっては、全庁体制で取り組んでいく必要があるため、新たに「江東区オリンピック・パラリンピック開催準備プラン」を策定し、基本的な考え方を明確にしたうえで、計画的な事業実施に取り組みます。
- 今後とも、国や東京都等の動向を注視しつつ、オリンピック・パラリンピックの大会成功と江東区のさらなる発展に向け、必要な施策に取り組みます。



2. 南部地域における公共施設の整備

- 南部地域では、大規模開発の進展により人口増が続いています。また、オリンピック・パラリンピック開催後、有明北地区の仮設会場跡地においては住宅等の開発が行われる予定であり、今後も子育て世帯を中心に、行政需要の一層の拡大が予想されます。
- 区では、長期計画（前期）において、南部地域における急激な人口増に対応するため、豊洲シビックセンターの整備のほか、江東湾岸サテライト保育所を含む認可保育所や豊洲西小学校の整備等に取り組んできました。
- 現在の社会経済状況等のもとで、大規模開発やそれに基づく人口増の長期的な見通しを立てることは困難な状況にありますが、人口増や多様な区民ニーズに対応した公共施設の整備は必要であると考えています。
- 今後は、人口動向を注視しながら、認可保育所や子育て支援施設、小中学校、保健・福祉施設等、必要な公共施設の選定や整備時期、民間活力の活用も含めた効率的、効果的な整備手法、さらには必要な用地の確保等についても検討を進めます。

3. 緑化・温暖化対策の推進

- 江東区みどり・温暖化対策基金を活用し、緑化と温暖化対策を積極的に推進します。
- 小学校の校庭の芝生化や、新築・改築等の区立施設における屋上・壁面緑化、道路の隙間緑化及び河川の護岸緑化を推進します。また、街路樹の本数を長期計画期間中に倍増させ、緑の中の都市「CITY IN THE GREEN」の実現を目指します。
- 屋上緑化や生垣緑化を行う区民・事業者に対し、工事費の一部を助成するとともに、みどりのコミュニティ講座を開催し、区民・事業者・区が一体となって緑化を推進します。
- 太陽光発電や省エネルギー設備を導入する区民・事業者に対し、設置費用の一部を助成するとともに、新築・改築等の区立施設に再生可能エネルギー設備や雨水を有効利用するための設備を可能な限り設置し、二酸化炭素（CO₂）排出量の削減と地球温暖化の防止を図ります。
- 「江東区公共建築物等における木材利用推進方針」に基づき、積極的な木材利用の推進を通じて温暖化対策の一層の推進を図ります。なお、具体的な取り組みとして、（仮称）第二有明小・中学校の整備にあたり、建物の木質化に加え、本区初の試みとして一部を木構造とします。



4. 子育て・教育環境の整備

- 認可保育所を積極的に整備し、定員の増を図ることにより待機児童の解消を目指します。また、認可外保育施設の認可保育施設への円滑な移行を推進します。
- 在宅で子育てをしている家庭に対しても、多様で柔軟かつきめ細かな在宅子育て支援サービスの充実を図ります。
- 「こうとう学びスタンダード」の確実な定着のために、小中学校に学びスタンダード強化講師を配置します。
- 南部地域の急激な人口増に対応するため、(仮称)第二有明小・中学校の着実な整備を図るとともに、新たな小中学校の整備に向けた検討を行います。
- 既存の小中学校や幼稚園の改築・増築・大規模改修等を計画的に実施し、児童・生徒が安心して充実した学校生活を送ることができる教育環境の実現を図ります。
- 放課後子ども教室と学童クラブとの連携・一体化事業「放課後子どもプラン」(愛称：江東きっずクラブ)を全小学校で展開し、小学校のこどもたちが放課後等に安全で安心して、楽しく過ごすことができる居場所・生活の場を提供します。

《事業計画》

		27年度 (参考)	28年度	29年度	30年度	31年度
保育所定員増数 ※1	27 計画	1,118	1,184	1,020	1,039	1,020
	28 計画		1,056	1,070	1,089	1,060
(仮称)第二有明小学校	27 計画	設計	工事	工事	開校	
	28 計画		工事	工事	開校	
(仮称)第二有明中学校	27 計画	設計	工事	工事	開校	
	28 計画		工事	工事	開校	
放課後子どもプラン 実施校 ※2	27 計画	33	39	45	46	46
	28 計画		39	45	46	46

※1 認可保育所(小規模保育事業実施施設を含む)の定員増数

※2 平成29年度までに全小学校で実施予定(平成30年度より(仮称)第二有明小学校で実施予定)

○長期計画(後期)策定時に予定していたスケジュール・活動量等を「27 計画」、今回予定しているスケジュール・活動量等を「28 計画」と表記しています。

5. 高齢者・障害者関連施設の整備

- 高齢者が住みなれた地域で、必要な施設サービスを受けられる環境を整備するため、区内に 15 か所目の特別養護老人ホーム及び 2 か所目の介護専用型ケアハウスの整備を推進します。
- 比較的低額な料金で、すまいや食事、見守り等を提供する都市型軽費老人ホームの整備を推進します。
- 認知症高齢者グループホームの整備を推進し、東京都が定める整備目標をさらに上回る整備率を目指します。また、日常生活上の介護と機能訓練を行うとともに、希望に応じて「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを提供する小規模多機能型居宅介護施設を整備し、在宅支援サービスの拡充を図ります。
- 障害者が、日常生活支援を受けながら、地域生活へ移行することを支援するため、日中活動の場も併設した障害者多機能型入所施設を整備を推進します。
- 児童会館敷地の有効活用を図るため、高齢者や児童向け施設等を併設する新たな複合施設の整備について検討します。

《事業計画》

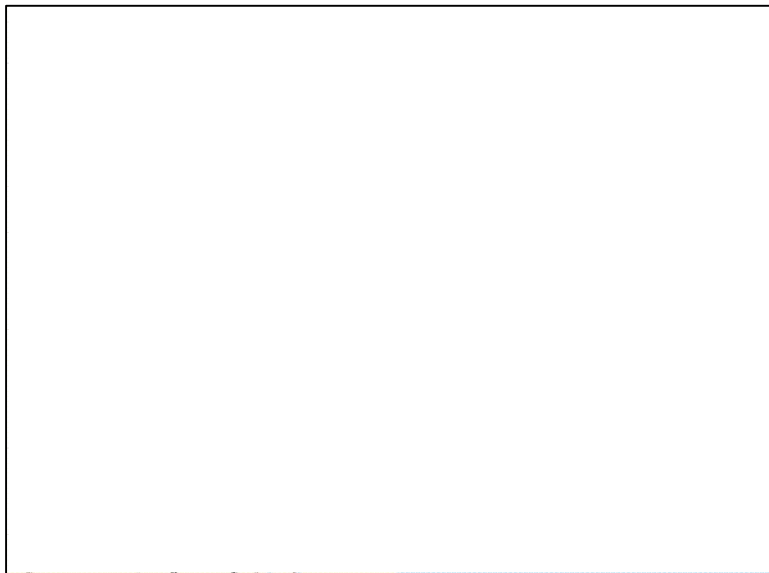
		27年度 (参考)	28年度	29年度	30年度	31年度
特別養護老人ホーム (新規整備数)	27計画		1			
	28計画		1			
介護専用型ケアハウス (新規整備数)	27計画		1			
	28計画		1			
都市型軽費老人ホーム (新規整備数)	27計画		2	1	1	1
	28計画		2	1	1	1
認知症高齢者 グループホーム (新規整備数)	27計画	1	1	1	1	1
	28計画		2	1	1	1
小規模多機能型 居宅介護施設 (新規整備数)	27計画	1	1	1	1	1
	28計画		2	1	1	1
障害者多機能型 入所施設 (新規整備数)	27計画					※
	28計画					※

※障害者多機能型入所施設は、平成 31 年度に設計に着手予定

○長期計画（後期）策定時に予定していたスケジュール・活動量等を「27 計画」、今回予定しているスケジュール・活動量等を「28 計画」と表記しています。

6. 南北交通の利便性の向上

- 区の南北を結ぶ交通網の利便性を高めるために、地下鉄 8 号線（有楽町線）の延伸は必要不可欠です。国の運輸政策審議会答申第 18 号（平成 12 年 1 月）「東京圏における高速鉄道を中心とする交通網の整備に関する基本計画」では、地下鉄 8 号線（豊洲～住吉）は平成 27 年までに整備着手することが適当な路線として位置づけられたほか、国が平成 24 年 1 月に見直した「都市再生緊急整備地域の地域整備方針（東京都心・臨海地域）」でも、地下鉄 8 号線延伸を検討する旨が盛り込まれています。
- 東京都が平成 27 年 7 月に発表した「広域交通ネットワーク計画について《交通政策審議会答申に向けた検討のまとめ》」において、地下鉄 8 号線（豊洲～住吉）は「整備について優先的に検討すべき路線」とされています。
- 地下鉄 8 号線の延伸によって、東京都東部や千葉県北西部から臨海部への移動にかかる所要時間が短縮されるとともに、地下鉄東西線などにおける混雑の緩和が期待されています。また、本区には鉄道駅から比較的離れている地域が点在していますが、これらの鉄道不便地域が一部解消されます。
- 東京都が整備を進めている豊洲市場の開場に伴い、多くの人々が豊洲を訪れることが想定されるため、交通対策が今後の大きな課題となります。この点からも、地下鉄 8 号線の延伸の必要性はますます高まっています。
- 区は、基金を設置して、地下鉄 8 号線の延伸に要する経費に充てるための積み立てを行うとともに、国や都、鉄道事業者等と緊密に連携し、豊洲～住吉間における地下鉄 8 号線延伸の一日も早い実現を目指します。



(出典：平成 24 年度 東京 8 号線(豊洲～住吉間)事業化検討委員会調査概要)

7. 災害に強いまちづくりの推進

- 区民の生命・安全を守る基礎自治体として、防災都市江東の推進を図るため、防災無線子局や小中学校へのヘリサイン設置等、区内防災施設の整備を推進します。
- 震災時の火災による延焼が懸念される木造住宅密集地域の不燃化を促進するため、不燃化推進特定整備地区（北砂三・四・五丁目地区）において、現地相談ステーションの運営や戸別訪問、老朽建築物除却助成、不燃建替・不燃共同化建替（設計・監理）助成、小規模公園の整備、行き止まり道路の解消等に取り組みます。
- 平成 32 年度までに、不燃化推進特定整備地区における不燃領域率 70%の実現を目指すとともに、不燃化特区推進事業で得た知見を活用し、不燃領域率の低いその他の地区においても、不燃化に向けた取り組みを検討します。
- 平成 27 年 10 月、江東 5 区大規模水害対策協議会を設置し、墨田区、足立区、葛飾区、江戸川区と協働し、大規模水害時における広域避難について課題を明らかにするとともに、具体的な方針と対策について一体的に検討します。